

三宅町建設工事等の入札執行要領

(趣旨)

第1条 三宅町において執行する建設工事等の入札については、規則その他の法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(入札通知)

第2条 町長（以下「入札執行者」という。）は、入札参加業者（以下「入札者」という。）に対し入札通知書（第1号様式）又は、入札通知書【総合評価落札方式】（第1号様式総合評価）に入札心得書（第2号様式）、入札者心得（第3号様式）を添えて入札の通知をするものとする。

2 前項の通知をするときは、次による見積期間を設けなければならない。この期間については、原則として土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始の休暇（12月29日から1月3日）を除いた期間とする。ただし、やむを得ない事情があるときは(2)及び(3)についてはその期間を5日以内に限り短縮することができる。

(1) 工事一件の請負対象設計金額が500万円未満の工事については1日以上

(2) 工事一件の請負対象設計金額が500万円以上5,000万円未満の工事については10日以上

(3) 工事一件の請負対象設計金額が5,000万円以上の工事については15日以上

(仕様書の閲覧等)

第3条 入札者の閲覧に供する仕様書（図面を含む。以下同じ。）の作成及び閲覧については、次によるものとする。

(1) 仕様書はその工事の設計単価、その他閲覧に供することを不適当とする事項を除き作成すること。

(2) 仕様書を閲覧させるときは入札通知書の提出を求め、閲覧が終わったときは確認のうえ、これを返却せしめること。

(3) 仕様書の閲覧は所定の日時に所定の場所において行わせること。ただし、必要と認めるときはその閲覧にかえ、仕様書を貸し出すことができる。この仕様書は入札執行までに返却させること。

(4) 仕様書の内容を記録した電磁的記録を町ホームページに掲載する方法により、仕様書の閲覧にかえることができる。ただし、その場合は入札時に入札通知書の提出を求めるものとする。

(現場説明)

第4条 入札に付そうとする工事の内容等により、必要があると認める場合は現場説明を行うものとする。

(予定価格及び最低制限価格)

第5条 予定価格、入札書比較価格、最低制限価格及び最低制限比較価格（以下「価格等」という。）を設ける建設工事等の場合は、工事担当部局長が予定価格調書（第4号様式）に記入し、入札執行時まで適切な方法により保管するものとする。ただし、価格等を事前公表する場合はこの限りではなく、三宅町建設工事入札及び契約等情報公表実施要領（平成13年7月三宅町要領第3号）に基づき公表を行うものとする。

2 最低制限価格は、三宅町建設工事最低制限価格取扱要領（平成21年8月三宅町要領第5号）、三宅町測量・建設コンサルタント業務等最低制限価格取扱要領（令和6年4月三宅町要領第14号）に基づき設定するものとする。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は、三宅町契約規則（平成9年10月三宅町規則第8号）第20条に定めるとおりとする。なお、入札執行者は設計金額5,000万円以上の工事を対象に契約保証金を納付せしめるものとする。

(入札場所)

第7条 入札は、入札執行者が指定した場所において行い、入札事務主管部長（以下「入札担当者」という。）は入札室内を整備しておくものとする。

(入札者心得の掲示)

第8条 入札者に対する注意を促すため、入札者心得（第3号様式）を入札室に掲示しておく。

(入札時間の厳守)

第9条 入札担当者は、入札者に対し入札の時間を厳守せしめるものとする。

(入札者の確認)

第10条 入札者は原則として1業者1名とし、入札担当者は入札執行に先立ち入札者の出席の確認をすること。この場合、代理入札をする者については委任状を提出せしめること。

2 入札を辞退する者があるときは、入札辞退届（第6号様式）を提出せしめること。

3 入札者が1者の場合は入札を中止する。

(入札の執行宣言)

第11条 入札担当者は入札者の確認をした後、入札に付する工事の入札を執行する旨を宣言する。なお、最低制限価格を採用した工事の入札については、その旨を含めて宣言するものとする。

(入札室立入りの禁止)

第12条 入札担当者は、入札の執行宣言後においては、入札室への立ち入りを一切禁止するものとする。

(工事内容の指示)

第13条 入札担当者は、特に必要と認める場合に限り、入札執行宣言後、入札書の提出前に仕様書に記載の特記事項及び入札条件となる事項を指示し、質問の有無を確かめ工事内容に疑義のないようにするものとする。

(入札についての注意事項)

第14条 入札者は、封書の表に「入札書」と明記し、あわせて工事名、工事番号及び工事場所並びに入札者住所氏名を記入し厳封のうえ封印すること。

2 工事名、工事番号及び工事場所の誤脱のあるものは無効とする。

3 入札者の氏名若しくは印影が不明瞭なものは無効とする。

4 入札者の記名押印の無いものは無効とする。

5 入札金額の訂正若しくは判読しがたいと認められるものは無効とする。

6 すでに提出した入札書の引き替え、変更又は取り消すことはできない。

7 最低制限価格を採用した工事の入札において、最低制限価格未満の入札をした者は失格とする。

8 予定価格を入札執行前に公表した工事の入札において、最低制限比較価格未満または入札書比較価格を超える金額の入札をした者は失格とする。

9 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為、談合等の不正行為、係員の指示に従わない等、入札室の秩序を乱した者は失格とする。

10 入札辞退届の提出又は、辞退の意思表示なくして入札に参加しなかった者は一定期間の指

名除外とし、開始日、期間は三宅町建設工事請負業者選定審査会にて決定する。

(入札書の提出)

第15条 入札書は、入札者自ら提出せしめるものとする

- 2 郵送による入札書の提出は原則として認めない。ただし、入札執行者が特に必要があると認めた場合はこの限りではない。

(開札)

第16条 入札担当者は、入札書の提出を確認後直ちに入札者の面前において、開札を行うものとする。

- 2 開札は、開札事務従事者のうち1名が入札者の氏名及び入札金額を読み、他の1名はこれを開札録に記入するものとする。なお、次に交代して記入事項を再確認するものとする。

(落札者の決定)

第17条 入札担当者は、次により落札者を決定する。

- (1) 予定価格調書は、開札が終わるまで開披しないこと。ただし、価格等を事前に公表した場合はこの限りではない。
- (2) 落札者は、最低制限比較価格以上で、入札書比較価格以内で最低の価格をもって入札した者とする。
- (3) 落札者となるべき者がある場合は、直ちに落札者を決定し、落札者及び落札金額を入札者に発表し、入札の終了を宣言すること。

(「くじ」による落札者の決定)

第18条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者に対し、最初に「落札者を決定する「くじ」を引く順序を決定する「くじ」を引かせ、その結果により「落札者を決定する「くじ」を引かせて、落札者を決定するものとする。総合評価落札方式による入札の場合は、「落札候補者を決定する「くじ」を引く順序を決定する「くじ」を引かせ、その結果により「落札候補者を決定する「くじ」を引かせて、落札候補者の順番を決定するものとする。

- 2 前記の場合において、当該入札者のうち「くじ」を引かない者があるときは入札事務に関係のない町職員に「くじ」を引かせるものとする。

(再度入札)

第19条 入札価格のすべてが入札書比較価格を超えた場合は再度入札を執行する旨宣言し、引き続いて再度入札を行うものとする。なお、入札価格及び入札者の発表は行わない。

- 2 最低制限価格を採用した場合の再度入札資格者は、最低制限比較価格をこえた価格で入札した者とする。この場合において、再度入札資格者が1名となった場合は、入札を打ち切るものとする。

(無効入札をした者又は失格となった者の処置)

第20条 無効入札をした者、失格となった者は、再度入札をする資格がないものとする。

(入札執行回数)

第21条 入札執行回数は、2回を限度とする。ただし、予定価格を入札執行前に公表した工事の入札は、1回を限度とし、再度入札は行わない。

- 2 前記により落札者となるべき者がいないときは、入札の打ち切りを宣言し、入札執行者にその旨を報告し指示をうけるものとする。

(入札結果の公表)

第22条 入札執行者は、三宅町建設工事入札及び契約等情報公表実施要領に基づき入札結果

の公表を行うものとする。

(工事内訳書の提出)

第23条 第1回の入札に際し、工事内訳書（第5号様式）の提出を求めるものとし、再度入札で落札者が決定した場合、落札者は見積根拠資料として契約締結時に工事内訳書を提出しなければならない。

(準用)

第24条 第2から第22までの規定は、測量、調査、設計等の業務委託、役務の提供、賃借及び物品購入等の場合に準用する。ただし、役務の提供、賃借及び物品購入等については、第5第2項、第14第10項は対象としない。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。